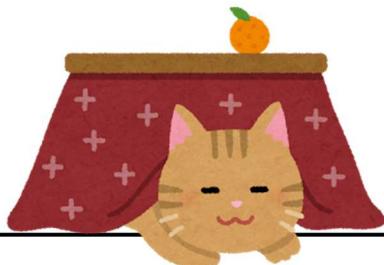




たんとキッズあおき通信

Vol.27



コラム ~ 親の気持ちと子どもの気持ち ~

この時期になると、4月から進学、就職、そして、親元から離れて新生活を送る子どもを心配される親御さんがたくさんいらっしゃいますよね。

という私も、数年前、下の娘が大学進学が決まり家から出て一人暮らしをする事が決まった時は心配をしたものです。親は子どもに何かあったらとは常に心配をしているものだと思います。

特に私たちが普段支援をしている障がいをお持ちのお子さんの親は、必要以上に心配をされているのではないかと思う。

私も多くのそんな親御さんと向き合ってきたなかで、そうは言ってもと思うことがあります。会議をしている中でもよく出てくるワードの一つなのですが「子どもに何かあったら心配なので…」という言葉です。え?と思われる方もいらっしゃると思いますが、実はこの言葉はマジックワードの一つだと思っています。確かに健常と呼ばれている他のお子さんに比べると心配な事はたくさんありますし、不安も常にあります。しかし、「心配だから」と思うのは時に子どもの成長を妨げる要因の一つになることがあります。今、私たちが直面している大きな課題の一つとして「18歳の壁」と呼ばれているものがあります。これは、障がい福祉サービスの大きな課題の一つですが、18歳（学齢期）が終わり、その後、障がいをお持ちのお子さんの一部の方については、成人の福祉サービスに移行していきます。その中には、職業訓練をするものから、高齢者のデイサービスのような仕事をするのは少し難しい方が過ごす場所まで様々です。ただ、多くの成人の福祉サービスに通われている方が自宅に帰る時間（終了時間）は、15時～16時の間がほとんどです。終わった方たちは送迎などを使い自宅に帰っていくわけですが、それまでは、地域の児童センターや放課後等デイサービスなどの支援が18時ごろまであるため、家族も仕事が終わったら迎えに行けたのですが、成人のサービスはそこまでの時間の利用ができないため、15時～18時ごろまでの過ごし方に大きな課題があります。どうすればいいかは、またみなさんと一緒に考えていかなければならない仕組みかもしれません、学生のうちに自宅で留守番であったり、一人で過ごすための工夫を身につけることができなかった時、家族のみなさんだけでなく、本人が一番困ってしまうという事態になります。

その時間を、どう過ごすのか。きっとその取組が、将来のお子さんの自立に繋がるかもしれませんし、ただただ家族の迎えを待つのではなく、自宅でゆっくり自分の好きなことをしながら過ごす事が明日へのモチベーションになるかもしれません。

ただ、現実はご家族も仕事や日々の生活に追われ、そこまで考える余裕がない家庭が最近は増えてきています。でも、一歩、そんな取り組みをまだたくさん失敗できる時に取り組んでいただけたらと思うんです。これは、障がいがあるなしに関わらず、子どもの時に自分らしい生活を身に着けてほしいなと思います。親として心配でしょうけど、必要な能力なんです。

裏面も読んでいただき、何かお子さんに不安や心配事などがありましたら、村の保健師や教育委員会、たんとキッズあおきまで、ご相談いただければ対応いたします。

たんとキッズあおき (NPO法人たんと。)

TEL 0268-75-6789

青木村田沢3075-1

■開所時間 9:00-17:00

■定休日 土日祝日

NPO法人たんと



あなたの知らない発達障がいの世界

2026.1

合理的配慮って知っていますか？

みなさんは「合理的配慮」という言葉をご存知でしょうか？

毎日新聞に「大学生への合理的配慮を勘違いしている学生がいる」というような記事が掲載されました。

2024年4月から障害者差別解消法に基づき、公共機関だけでなく民間企業にも障がい者への合理的配慮が義務になりました。この合理的配慮は、発達障がいの方のみならず、全ての障がいをお持ちの方が該当するものになります。2024年4月以前は、努力義務と言って「可能な限り配慮をし、対応をする」というものから、「可能であれば対応しなければならない」という形に変わり、色々な勘違いが起き始めています。

今回の毎日新聞の記事は、大学生が年度末になり授業の単位が足りず、このままでは留年もしくは卒業できないというよう状況になった時、学生課などに「提出期限が過ぎたレポートを受け取ってほしい」「朝、起きられずに出席できなかった授業の出席を配慮してほしい」などの問い合わせが増えるというものでした。

確かに、障がいをお持ちの方の中には起床することがスムーズにできず時間がかかってしまう方や、気持ちが腫れず、外出する事が難しく出席できない。期日を管理する事が難しく予定を忘れてしまう。など、ある程度の課題を持っている方も多かれ少なかれいらっしゃいます。

しかし、記事に掲載されたようなケースも合理的配慮が適用されるのでしょうか？

確かに合理的配慮は、その人の障がいに合わせた配慮をする事となっています。

車椅子の方は、階段を登る事は困難なのでスロープの設置、耳が聞こえない方には、文字で伝えるなど。



引用：ティーンズ <https://www.teensmoon.com/>

テスト／授業の悩み	レベル1	レベル2
ひとりで受けたい…	なるべく周りの人が目に入らない座席で試験を受ける	別室でひとり、または少人数での受験を許可してもらう
問題文が読みにくい…	■授業で使う資料を拡大コピーしておく ■音声教材を使って予習・復習をする	テストのときに問題用紙の拡大や問題文の読み上げなどの対応をしてもらう
テストのときにもっと時間がほしい…	順番に解かず、素早く答えられそうな問題から解いていく	正式な申請をして、試験時間の延長をしてもらう
知らないテスト会場で不安…	テスト会場までの道のりや建物の外観を事前に自分で確認しておく	正式な申請をして、テスト会場の中の下見を許可してもらう

引用：ティーンズ <https://www.teensmoon.com/>

と思われる事も多くあります。

配慮が必要な方がお子さんの場合、よく勘違いされることもあります。例えば、「本人が困っている」という事実は変わらないのですが、状況から判断すると子どもではなく親の都合という場合があります。

「学校に迎えに行けないから、送迎が必要」「一人で留守番ができなくて飛び出してしまうかもしれないから、付き添いが必要」なので、合理的配慮で支援をしてほしい。と相談される事があります。

確かにその状況では、本人も困ってしまうので配慮が必要と思われるかもしれません、お子さんの場合は、親が子どもの生活を保護する事が義務とされており、合理的配慮の前に優先されます。

そのため、お子さんの場合は特に聞き取りをした上で、本人が本当に望んでいる（希望している）か確認が必須になります。

合理的配慮が適用される場面であっても、**関わる全員の「思いやり」**が大切なことに変わりはありません。

では、発達障がいの方にはどんな配慮が必要なのでしょう。

このイラストでは、壁の向こうを見るということを「配慮」ととらえ説明している、とてもわかり易い図です。
「全員が同じ」 = 平等も大切ですが、それはその人に合わせた配慮ではありません。

環境を変えられるのであれば、環境を。環境を変えることが難しい場合は、全員が納得できるよう手配をすることです。

※ただし、詳しい内容については、ここでは表現しきれないで省略しますが、興味のある方は「合理的配慮」で検索などをしていただければ、わかりやすく解説されていますので、ご覧になってください。

しかし、この配慮は勘違いされやすく、特別扱いと思われることも。また、自分勝手な解釈で自分自身が工夫などをせずにすべてやってもらえる、許してもらえる